

## **[事案 25-132] 転換契約無効請求**

・平成 26 年 5 月 12 日 裁定打切り

※本事案の申立人（法人）は、[事案 25-163]の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

転換前契約を消滅させる意図はなく、転換後契約に新規に申込みするつもりであったことを理由に、契約転換の無効と転換後契約の既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 24 年 10 月に自分（法人代表者）を被保険者として契約した養老保険（契約①）を、医療特約のある積立保険（契約②）に契約転換したが、以下の理由により、契約転換を無効として、契約②の既払込保険料を返還したうえ、契約①の満期保険金と受領済の契約②の解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 契約①を消滅させるつもりはなく、契約②は新規に申込みをするつもりであった。
- (2) 契約転換の際、募集人から、契約②について、契約①の加入者のみ病気があっても高齢でも入れるとの虚偽の説明を受けた。
- (3) 告知書の筆跡は、自分のものではない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約②は契約転換専用の商品であり、一般の医療保険とは異なり、一定の要件を満たした場合には、病歴があっても無条件で引受けを可能としたものであるため、募集人は虚偽の説明をしていない。
- (2) 告知書は、募集に同行した営業部長と募集人の面前で、法人代表者本人が記入したものである。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人（法人代表者）、その配偶者、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることにした。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

申立人は、契約転換ではなく新規契約であると誤認して申込みをしたと主張していることから、錯誤（民法 95 条）により転換契約の無効を求めているものと判断する。

#### **2. 以下の理由により、本件の適正な解決は裁判手続において行われるべきであると判断する。**

- (1) 代表者およびその配偶者は、事情聴取において以下のとおり述べている。
  - (a) 契約②の申込みに際しては、申立人の店舗で、代表者らは顧客対応をしながら募集人の説明を受けており、その説明時間も 5 分程度であって、また、説明に税理士は同席していない。
  - (b) 契約②の設計書・パンフレット・転換比較表は見たことがない。
- (2) 一方で、募集人は事情聴取において以下のとおり述べている。
  - (a) 契約②の説明は、営業部長とともに代表者らに対して複数回行い、説明時間は 1 回につき 30 分程度であり、そのうちの 1 回は税理士の立ち会いのもとで行った。

(b) 契約②の説明は、設計書や転換比較表等の書面を用いて行った。

(3) 以上のとおり、代表者らと募集人の供述内容は契約②への転換の説明がされた場所、説明の時間、方法、対象者等、契約締結時の状況のほぼ全てにわたって全く異なった内容となっており、当審査会では、錯誤の有無を判断する前提となる、事実関係を認定することができない。

(4) 本件のように事実関係の対立が顕著な事案については、慎重な事実認定が必要とされることから、当事者のいずれかに主張の立証責任を負わせ、宣誓のうえ、過料または刑事罰の制裁を背景とし、保険会社の反対尋問権が保障される裁判手続における証人尋問手続を経て、慎重に事実関係を確認すべきであるが、裁判外紛争解決機関である当審査会は、そのような手続きを有していない。